

四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年7月1日
(第65期第2四半期) 至 平成22年9月30日

エレマテック株式会社

東京都港区三田三丁目5番27号

(E02941)

目 次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1. 仕入及び販売の状況	3
2. 事業等のリスク	3
3. 経営上の重要な契約等	3
4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況	9
第4 提出会社の状況	
1. 株式等の状況	10
2. 株価の推移	12
3. 役員の状況	12
第5 経理の状況	13
1. 四半期連結財務諸表	14
2. その他	24
第二部 提出会社の保証会社等の情報	25

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月11日
【四半期会計期間】	第65期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	エレマテック株式会社
【英訳名】	Elematec Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 櫻井 恵
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03（3454）3526
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員 磯上 篤生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館25階
【電話番号】	03（3454）3526
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員 磯上 篤生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第2四半期連結 累計期間	第65期 第2四半期連結 累計期間	第64期 第2四半期連結 会計期間	第65期 第2四半期連結 会計期間	第64期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	37,994	54,246	20,929	27,823	88,299
経常利益（百万円）	802	1,890	378	915	2,988
四半期（当期）純利益（百万円）	448	1,233	309	605	1,868
純資産額（百万円）	—	—	24,064	27,027	26,895
総資産額（百万円）	—	—	43,888	53,803	51,987
1株当たり純資産額（円）	—	—	1,307.51	1,309.20	1,297.27
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	24.62	60.23	16.98	29.59	95.46
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	—	54.3	49.8	51.3
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	844	△391	—	—	140
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	618	△178	—	—	668
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△24	△283	—	—	△926
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	9,933	8,185	9,393
従業員数（人）	—	—	987	1,111	1,092

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、主要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	1,111
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。（当社グループからグループ外への出向者及びグループ外から当社グループへの出向者はありません。また、パートタイマー・契約社員22名は含まれておりません。）

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	347
---------	-----

（注）従業員数は就業人員であります。（当社から社外への出向者48名及びパートタイマー・契約社員12名は含まれておりません。）

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第2四半期連結会計期間における商品の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	前年同四半期比 (%)
日本 (百万円)	20,660	—
中国 (百万円)	3,186	—
その他アジア (百万円)	1,304	—
欧米 (百万円)	143	—
合計 (百万円)	25,294	—

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における商品の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	前年同四半期比 (%)
日本 (百万円)	17,951	—
中国 (百万円)	6,819	—
その他アジア (百万円)	2,487	—
欧米 (百万円)	564	—
合計 (百万円)	27,823	—

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における主な販売先グループ（主な販売先とその子会社）別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
㈱東芝グループ	3,807	18.2	2,630	9.5

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生したリスク及び前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について変更した重要な事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

①全般の概況

当第2四半期連結会計期間のわが国経済は、国内の経済対策効果や新興国向けの輸出の増勢を背景に、景気は回復基調に推移したものの、主に米国における景気下振れ懸念などから、株価の低迷や円高傾向の歯止めがかからず、景気回復のペースは徐々に鈍化しました。

エレクトロニクス業界におきましては、「エコポイント」制度や猛暑の影響により、薄型テレビやエアコンをはじめとした家電製品の販売が好調に推移しました。また、「エコカー補助金」制度による堅調な自動車販売も寄与し、電子部品の需要も増加しました。なお、重電の需要及び携帯電話の販売も比較的堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは、特に需要が伸びた薄型テレビや液晶デバイス等に関連した部材の販売活動に努めました。

この結果、当第2四半期連結会計期間の売上高及び各利益水準は、業況の復調及び合併効果等により、前年同四半期と比較して大幅に増加しました。売上高は、前年同四半期比32.9%増の278億23百万円となりました。

利益面につきましては、売上高の増加に伴う売上総利益の増加及び販売費及び一般管理費の抑制により、営業利益は、前年同四半期比133.0%増の11億36百万円となりました。

経常利益は、円高による為替差損を計上しましたが、営業利益が増加したことから、前年同四半期比141.8%増の9億15百万円となりました。

税金等調整前四半期純利益は、前年同四半期比141.3%増の9億15百万円に、四半期純利益は、前年同四半期比95.7%増の6億5百万円となりました。

②セグメント別の概況

当社グループの報告セグメントを基とした、当第2四半期連結会計期間における地域別販売状況(セグメント間取引の相殺消去前)の概要は、以下のとおりであります。

(日本)

売上高は、「電気材料」及び「電子部品」の販売が増加したことから、前年同四半期比27.8%増の239億16百万円となりました。営業利益は、前年同四半期比69.8%増の5億98百万円となりました。

(中国)

売上高は、「電気材料」の販売が増加したことから、前年同四半期比63.7%増の78億99百万円となりました。営業利益は、3億71百万円となりました。

(その他アジア)

売上高は、「電気材料」の販売が増加したことから、前年同四半期比40.9%増の31億44百万円となりました。営業利益は、前年同四半期比18.5%増の63百万円となりました。

(欧米)

売上高は、「機構部品」の販売が増加したことから、前年同四半期比64.7%増の6億11百万円となりました。営業利益は、前年同四半期比167.1%増の48百万円となりました。

また、当社グループの当第2四半期連結会計期間における商品区分別販売状況の概要は、以下のとおりであります。

(電気材料)

海外における絶縁材料の販売や液晶テレビ用等のディスプレイ部品・材料の販売が増加した結果、売上高は前年同四半期比32.1%増の140億32百万円となりました。

(電子部品)

携帯電話用等の光学部品の販売が増加した結果、売上高は前年同四半期比22.9%増の67億25百万円となりました。

(機構部品)

液晶テレビ及び携帯電話用等の機構部品の販売が増加した結果、売上高は前年同四半期比25.4%増の47億99百万円となりました。

(その他)

医療機器及びハードディスク用等の関連部材の販売が増加した結果、売上高は前年同四半期比123.9%増の22億65百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比3.5%増の538億3百万円となりました。

流動資産は、「受取手形及び売掛金」及び「たな卸資産」が増加したこと等により、前連結会計年度末比3.9%増の479億21百万円となりました。

固定資産は、「投資有価証券」が減少したものの、「投資その他の資産(その他)」の「繰延税金資産(固定)」が増加したこと等により、前連結会計年度末比微増の58億81百万円となりました。

流動負債は、「未払法人税等」が減少したものの、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「賞与引当金」が増加したこと等により、前連結会計年度末比7.2%増の263億26百万円となりました。

固定負債は、「負ののれん」が減少したこと等により、前連結会計年度末比14.3%減の4億49百万円となりました。

純資産は、「為替換算調整勘定」の影響が拡大したものの、「利益剰余金」が増加したこと等により、前連結会計年度末比微増の270億27百万円となり、自己資本比率は、49.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末は、前連結会計年度末と比べ、現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)が12億7百万円減少し、81億85百万円となりました。

営業活動に使用されたキャッシュ・フローは、13億89百万円(前年同四半期比4億55百万円増加)となりました。主な内訳としては、税金等調整前四半期純利益が9億15百万円、仕入債務の増加による資金獲得が3億29百万円、売上債権の増加による資金流出が17億58百万円、たな卸資産の増加による資金流出が6億35百万円であります。

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、50百万円(前年同四半期比20百万円減少)となりました。主な内訳としては、無形固定資産の取得による資金流出が30百万円、有形固定資産の取得による資金流出が20百万円であります。

財務活動によって得られたキャッシュ・フローは、1億29百万円(前年同四半期比2百万円減少)となりました。主な内訳としては、短期借入金の増加による資金獲得が1億65百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 当社グループの現状認識及び対処すべき課題の内容

国内外の景気は、緩やかな回復基調にあります。雇用状況が依然として改善しないことや米国経済の失速等により、今後の世界経済の動向が不安視されていることに加え、国内においても、海外の景気下振れや円高の進行など、日本経済を取り巻く環境には懸念要素も多く、先行きの見えにくい状況が続くものと考えられます。

国内のエレクトロニクス業界は、「エコポイント」制度関連商品を除けば、個人消費の低迷から、厳しい状況が続くものと考えられます。一方、海外においては、引き続き新興国の需要が世界市場全体を牽引するものと考えられます。

また、当社グループにおいては、合併効果の早期最大化を図ることが課題であると認識しております。

当社グループとしては、以下の諸施策を推進してまいります。

- a. 合併により拡大した顧客基盤に対し、国内外でのサービスの提供を充実させ、新規提案及び拡販活動を推進してまいります。
- b. 得意先の生産体制の変化に対し、営業ネットワークの整備を含め、機動的に対応してまいります。
- c. 新規仕入先メーカーを発掘し、得意先への情報提供力の維持向上をめざしてまいります。
- d. 仕入先メーカー等との取引関係を強化し、事業基盤の拡大を図ります。
- e. コスト及びリスク管理を強化し、システム整備や人材育成を図るとともに、グローバルな事業体制及び管理体制の構築に努めてまいります。

②会社の支配に関する基本方針

a. 基本方針の内容

当社グループは、エレクトロニクス業界において、伝統的商社機能のほか、情報収集機能、物流機能等を活用し、新たな付加価値を提供しつつ商材の販売活動を展開しております。

一方、仕入先に対しては、得意先に関する情報を収集、分析し提供することで当社グループがマーケティング及び営業機能を代替するなどして、得意先への商材の安定的な供給を確保しております。

また、当社グループの事業活動においては、株主、得意先、仕入先及び従業員にとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会の調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも必要であると考えております。

このように、当社グループの企業価値は、ステークホルダーとの強固な信頼の基に成り立っており、各事業の有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

このような観点から、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、株主や得意先、仕入先、地域、社会及び従業員等のステークホルダーの利益に資することに配慮し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させていく立場にあるべきものと考えております。

ところで、近年、わが国においても、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買い付けを強行するという事例が見られるようになっております。上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様の自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為があったとしても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には、株主の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与える支配権を取得するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

このうち、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為は不適切と考えざるを得ず、また、その行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適当であると考えております。

b. 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することをめざしております。また、多数の株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中長期的に当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、以下の点を重点施策として、取り組んでおります。

イ. 得意先の様々なニーズを捉えるマーケティング力のさらなる強化を図る

得意先の最終消費者の多様な要求、嗜好にもとづく、得意先からの製品設計上の様々なニーズを満たすべく営業各部門が得た情報を「開発部」を中心に分析したうえで共有化し、全社戦略・戦術の策定力の強化を図ってまいります。

ロ. 得意先を取り巻く環境の変化をいち早く察知し営業展開を図る

得意先エレクトロニクスメーカーの生産体制のグローバル化に対応して、販売拠点及びその他ネットワークの整備拡充を推進し、海外現地法人の販売子会社や加工子会社等も含めた販売体制の連携及び強化を図っていく必要があると考えております。中国を中心としたアジア地区での販売活動には引き続き注力しながらも、欧米地区においても強化を図ってまいります。

ハ. 業務管理の画一化

各海外現地法人のオペレーションの安定による業務管理の画一化を図り、内部統制の強化ならびに販売費及び一般管理費等のコスト削減努力を継続するとともに、外貨取引の増加に対応した為替管理等の各種リスク管理を強化し、基幹システム等の改善や増強、人材の育成にも注力してまいります。

c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取り組み

当社は、前記a.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、買収防衛策（以下「本施策」という。）を導入しております。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買い付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問わず、当社取締役会があらかじめ同意したものを除く。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保または向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここでいう特定株主グループとは、(i)当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、または(ii)当社株券等の買い付け等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合と

は、特定株主グループが上記(i)の場合においては当該保有者の株券等保有割合(注6)をいい、特定株主グループが上記(ii)の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(注7)の合計をいいます。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項にもとづき保有者とみなされる者を含みます。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項にもとづき共同保有者とみなされる者を含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買い付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

(注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

イ. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討及び評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

ロ. 大規模買付ルール

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本情報」という。)を書面で提供していただきます。十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要な適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討及び評価を行うことを目的としております。

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間(大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買い付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)(以下「取締役会評価期間」という。)が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案にかかる経営方針等について検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重して、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役または社外有識者のなかから選任します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報及び本情報の取締役会による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問にもとづき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要なと認める情報等を自ら入手、検討して、取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を取り纏めて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ハ. 大規模買付対抗措置

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつりあげて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合(いわゆるグリーンメイラーの場合)、当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引

先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合等、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断したときは、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の募集事項の概要ですが、この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

- d. 本施策が基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての取締役会の判断及びその判断にかかわる理由

イ. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記c.に述べたとおり、本施策は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容をあらかじめ設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記c.に述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

ロ. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記c.において明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

ハ. 株主意思の反映

前記c.に述べたとおり、本施策は第61回定時株主総会にて導入し、第62回定時株主総会においても、本施策の継続等に関して株主の皆様意思を確認させていただき、有効期間を平成23年6月開催予定の定時株主総会の終結時とさせていただきます。今後につきましても、当社株主総会において本施策の継続等に関して株主の皆様意思を確認させていただくことを予定しております。また、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができることとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

従って、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

ニ. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記c.のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記c.のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

従って、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

(5) 研究開発活動

当社グループは、ユーザー、仕入先と共同で商品開発に取り組んでおりますが、技術開発の主体は相手方にあるため、特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	84,000,000
計	84,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成22年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成22年11月11日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,152,473	21,152,473	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	21,152,473	21,152,473	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	21,152,473	—	2,142	—	2,017

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
櫻井 恵	東京都港区	2,035	9.62
株式会社エスプランニング	東京都港区南麻布5-4-1	1,812	8.56
ビービーエイチ フォー ファイデ リティー ロープライス ストツ ク ファンド (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	40 WATER STREET, BOSTON MA 02109 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	1,670	7.89
エレマテック社員持株会	東京都港区三田3-5-27 住友不動産三田ツインビル西館25階	1,405	6.64
竹田 和平	愛知県名古屋市中天白区	720	3.40
エレマテック株式会社	東京都港区三田3-5-27 住友不動産三田ツインビル西館25階	678	3.20
大西 俊一	神奈川県藤沢市	624	2.95
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	417	1.97
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	408	1.92
ザ チェース マンハッタン バ ンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4-16-13)	395	1.87
計	—	10,168	48.07

(注) 1. 上記の所有持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 417千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 408千株

2. フィデリティ投信株式会社から、平成21年10月7日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー	株式 1,430,800	7.60

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 678,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 20,463,000	204,630	—
単元未満株式	普通株式 10,873	—	—
発行済株式総数	21,152,473	—	—
総株主の議決権	—	204,630	—

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
エレマテック株式会社	東京都港区三田3-5-27 住友不動産三田ツインビル西館25階	678,600	—	678,600	3.20
計	—	678,600	—	678,600	3.20

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	平成22年5月	平成22年6月	平成22年7月	平成22年8月	平成22年9月
最高 (円)	1,274	1,239	1,129	1,105	1,028	1,077
最低 (円)	1,124	1,007	1,040	993	922	922

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,185	9,393
受取手形及び売掛金	33,727	31,629
たな卸資産	※1 5,024	※1 4,082
未収消費税等	429	642
その他	721	526
貸倒引当金	△166	△166
流動資産合計	47,921	46,108
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,323	2,301
減価償却累計額	△1,519	△1,471
建物及び構築物（純額）	804	830
機械装置及び運搬具	659	683
減価償却累計額	△309	△289
機械装置及び運搬具（純額）	350	394
土地	1,663	1,663
その他	626	627
減価償却累計額	△464	△446
その他（純額）	161	181
有形固定資産合計	2,980	3,069
無形固定資産		
ソフトウェア	160	168
その他	77	16
無形固定資産合計	238	185
投資その他の資産		
投資有価証券	811	926
保険積立金	394	358
投資不動産	※3 426	※3 431
その他	1,150	1,033
貸倒引当金	△120	△125
投資その他の資産合計	2,661	2,624
固定資産合計	5,881	5,878
資産合計	53,803	51,987

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,283	22,803
短期借入金	394	202
未払法人税等	641	771
賞与引当金	383	197
役員賞与引当金	50	—
その他	574	593
流動負債合計	26,326	24,567
固定負債		
退職給付引当金	42	37
負ののれん	280	352
その他	126	134
固定負債合計	449	523
負債合計	26,775	25,091
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,142	2,142
資本剰余金	3,335	3,335
利益剰余金	23,449	22,627
自己株式	△693	△581
株主資本合計	28,233	27,523
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△7	70
為替換算調整勘定	△1,422	△910
評価・換算差額等合計	△1,429	△839
少数株主持分	222	211
純資産合計	27,027	26,895
負債純資産合計	53,803	51,987

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	37,994	54,246
売上原価	33,978	48,280
売上総利益	4,016	5,966
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	913	1,227
役員報酬	97	126
運賃及び荷造費	339	522
法定福利費	129	174
旅費及び交通費	162	218
減価償却費	91	101
賞与引当金繰入額	261	360
役員賞与引当金繰入額	18	50
退職給付費用	91	114
貸倒引当金繰入額	103	4
その他	861	896
販売費及び一般管理費合計	3,071	3,797
営業利益	945	2,168
営業外収益		
受取利息	15	4
受取配当金	11	5
負ののれん償却額	8	72
持分法による投資利益	—	4
貸貸収入	63	57
その他	25	31
営業外収益合計	125	175
営業外費用		
支払利息	0	2
持分法による投資損失	9	—
貸貸費用	12	12
為替差損	201	422
その他	43	16
営業外費用合計	267	454
経常利益	802	1,890
特別損失		
投資有価証券償還損	94	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	22
特別損失合計	94	22
税金等調整前四半期純利益	708	1,868
法人税等	264	615
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,252
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△4	18
四半期純利益	448	1,233

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	20,929	27,823
売上原価	18,759	24,750
売上総利益	2,170	3,073
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	433	580
役員報酬	52	60
運賃及び荷造費	185	285
法定福利費	67	86
旅費及び交通費	85	115
減価償却費	47	51
賞与引当金繰入額	193	227
役員賞与引当金繰入額	9	25
退職給付費用	45	57
貸倒引当金繰入額	105	3
その他	457	443
販売費及び一般管理費合計	1,682	1,936
営業利益	487	1,136
営業外収益		
受取利息	1	2
受取配当金	3	0
負ののれん償却額	4	36
持分法による投資利益	0	5
貸貸収入	31	26
その他	16	18
営業外収益合計	57	90
営業外費用		
支払利息	0	1
貸貸費用	6	7
為替差損	123	293
その他	36	9
営業外費用合計	167	311
経常利益	378	915
特別損失		
投資有価証券償還損	△0	—
特別損失合計	△0	—
税金等調整前四半期純利益	379	915
法人税等	73	294
少数株主損益調整前四半期純利益	—	621
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△3	15
四半期純利益	309	605

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	708	1,868
減価償却費	133	144
負ののれん償却額	—	△72
投資有価証券償還損益 (△は益)	94	—
持分法による投資損益 (△は益)	9	△4
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	100	—
受取利息及び受取配当金	△27	△10
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,468	△2,768
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△383	△1,075
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,600	2,075
未収消費税等の増減額 (△は増加)	286	213
その他	△44	△10
小計	1,008	358
利息及び配当金の受取額	42	11
利息の支払額	△0	△2
法人税等の支払額	△206	△758
営業活動によるキャッシュ・フロー	844	△391
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△90	△36
無形固定資産の取得による支出	△27	△88
出資金の払込による支出	—	△66
投資有価証券の売却及び償還による収入	722	—
その他	13	13
投資活動によるキャッシュ・フロー	618	△178
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	157	239
自己株式の取得による支出	—	△112
配当金の支払額	△182	△410
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24	△283
現金及び現金同等物に係る換算差額	△67	△355
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,370	△1,207
現金及び現金同等物の期首残高	8,563	9,393
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 9,933	※ 8,185

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は、軽微であります。

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	前第2四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、当第2四半期連結累計期間において金額の重要性が増したため区分掲記しております。なお、前第2四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「負ののれん償却額」は△8百万円であります。また、前第2四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示しておりました「貸倒引当金の増減額」は、金額の重要性が低下したため、当第2四半期連結累計期間においては「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「貸倒引当金の増減額」は△1百万円であります。

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
たな卸資産の評価方法	当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1. たな卸資産について、その内訳科目及び金額は次のとおりであります。 商品及び製品 4,838百万円 原材料及び貯蔵品 185百万円 2. 受取手形裏書譲渡高 58百万円 ※3. 投資不動産の減価償却累計額 28百万円	※1. たな卸資産について、その内訳科目及び金額は次のとおりであります。 商品及び製品 3,899百万円 原材料及び貯蔵品 182百万円 2. 受取手形裏書譲渡高 39百万円 ※3. 投資不動産の減価償却累計額 23百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) 現金及び預金勘定 9,933 百万円 現金及び現金同等物 9,933 百万円	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) 現金及び預金勘定 8,185 百万円 現金及び現金同等物 8,185 百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 21,152千株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 678千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	411	20	平成22年3月31日	平成22年6月21日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	307	15	平成22年9月30日	平成22年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間及び前第2四半期連結累計期間において、当社グループは電気材料、電子部品及び機構部品等の販売を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	中国 (百万円)	その他 アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	14,657	4,210	1,720	342	20,929	—	20,929
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,054	615	511	28	5,210	(5,210)	—
計	18,711	4,825	2,232	371	26,140	(5,210)	20,929
営業利益（又は営業損失）	352	(0)	53	17	423	64	487

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア
欧米：USA、チェコ、ポーランド

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	中国 (百万円)	その他 アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	26,550	7,808	3,043	591	37,994	—	37,994
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	7,224	1,129	866	83	9,304	(9,304)	—
計	33,775	8,937	3,910	675	47,298	(9,304)	37,994
営業利益	623	113	80	21	838	106	945

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア
欧米：USA、チェコ、ポーランド

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

	中国	その他アジア	その他	合計
I 海外売上高（百万円）	5,028	1,910	327	7,267
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	20,929
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	24.0	9.1	1.6	34.7

（注）国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……………中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

	中国	その他アジア	その他	合計
I 海外売上高（百万円）	9,200	3,162	611	12,974
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	37,994
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	24.2	8.3	1.6	34.1

（注）国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……………中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループは、エレクトロニクス専門商社として、電子機器等に利用される電気材料等を、日本、中国及びアジア地域を中心に世界各国へ提供しております。また、各国の現地法人は、それぞれ独立した経営単位となっており、独自に事業活動を展開しております。さらに、各現地法人を地域毎にグルーピングし、執行役員が掌管することで経営情報を把握し、取締役会が管理及び業績評価を行っております。

従って、当社グループの報告セグメントは、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成され、各地域の法人をグルーピングした上で、「日本」、「中国」、「その他アジア」及び「欧米」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

	日本 （百万円）	中国 （百万円）	その他 アジア （百万円）	欧米 （百万円）	計 （百万円）	調整額 （注1） （百万円）	四半期連結 損益計算書 計上額 （百万円）
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	35,138	13,241	4,955	912	54,246	—	54,246
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	10,975	1,925	1,226	100	14,228	(14,228)	—
計	46,114	15,166	6,182	1,012	68,475	(14,228)	54,246
セグメント利益	1,213	648	113	61	2,036	131	2,168

（注）1. セグメント利益（営業利益）の調整額は、セグメント間の消去額を記載しております。

2. 日本以外の各セグメントに属する国又は地域は、次のとおりであります。

- (1) 中国……………中国（香港を含む）
- (2) その他アジア…台湾、韓国、東南アジア
- (3) 欧米……………USA、チェコ、ポーランド

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）

	日本 (百万円)	中国 (百万円)	その他 アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	調整額 (注1) (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	17,951	6,819	2,487	564	27,823	—	27,823
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5,965	1,080	657	46	7,749	(7,749)	—
計	23,916	7,899	3,144	611	35,572	(7,749)	27,823
セグメント利益	598	371	63	48	1,081	55	1,136

(注) 1. セグメント利益（営業利益）の調整額は、セグメント間の消去額を記載しております。

2. 日本以外の各セグメントに属する国又は地域は、次のとおりであります。

- (1) 中国……………中国（香港を含む）
- (2) その他アジア…台湾、韓国、東南アジア
- (3) 欧米……………USA、チェコ、ポーランド

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,309.20円	1株当たり純資産額	1,297.27円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	24.62円	1株当たり四半期純利益金額	60.23円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
四半期純利益(百万円)	448	1,233
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	448	1,233
期中平均株式数(千株)	18,235	20,482

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	16.98円	1株当たり四半期純利益金額	29.59円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
四半期純利益(百万円)	309	605
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	309	605
期中平均株式数(千株)	18,235	20,473

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成22年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額……………307百万円
- (ロ) 1株当たりの金額……………15円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成22年12月2日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

エレマテック株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 禎良 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエレマテック株式会社（旧社名 高千穂電気株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エレマテック株式会社（旧社名 高千穂電気株式会社）及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月1日に大西電気株式会社と合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

エレマテック株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 禎良 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエレマテック株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エレマテック株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。